

NPOきらりびとみやしろへの ご寄付は税制優遇の対象となります

NPOの運営資金は、その活動に賛同する方からの支援（会費・寄付金等）が重要になりますが、**きらりびとみやしろは、平成30年3月2日寄付者に税制優遇のある認定NPO法人になりました。（埼玉県指令共助第676号）**

認定NPO法人とは、「その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する」と認定を受けたNPO法人です。公益性や透明性、社会的信頼性が高く、寄付促進税制等の優遇税制の対象となります。

埼玉県内第38番目の認定です。春日部市から羽生市までの東部地域では初めての認定NPO法人になります。

きらりびとみやしろは活動開始から今年で20周年、多くのご支援で認定NPO法人になることができました。

これからも、さらなるご支援を頂けますようお願い申し上げます。

平成30年 3月 吉日

認定特定非営利活動法人きらりびとみやしろ

理事長 島村孝一

認定NPO法人への寄付に対する税制優遇

- ① 個人の場合 寄付したお金の最大約50%が戻ってきます。
所得税 (年間寄付金-2,000円) × 40% = 減税額
住民税 (年間寄付金-2,000円) × 最大10% = 減税額
- ② 相続財産の場合 寄付したお金は相続税非課税になります。
相続税 相続者・遺贈者からの寄付は全額非課税
- ③ 法人の場合 寄付したお金が法人損金として算入できます。
損金算入限度額の一般枠・特別枠の合算まで算入
一般枠 (資本金等 × 0.25% + 所得金額 × 2.5%) × 1/4
特別枠 (資本金等 × 0.375% + 所得金額 × 6.25%) × 1/2

きらりびとみやしろは、「困ったときはお互いさま」を合言葉に、困ったときは気軽に助け合える「新しいふれあい社会づくり」を目指して活動しています。あたたかな地域社会を創るため、皆様のご賛同とご支援をよろしくお願いいたします。

ご支援は、まず 年3,000円/一口 ご寄付の「特別賛助会員」から、いかがでしょうか。